

第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定する「第二次新潟県再犯防止推進計画（以下「計画」という。）」を策定するため、「第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、変更できるものとする。

2 委員の任期は、計画を作成するまでとする。

(会議の開催)

第3条 委員会は、福祉保健部福祉保健総務課長が招集する。

(会議の進行等)

第4条 会議の進行は委員長が当たり、支障があるときは、委員長が指定する者がこれに当たる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和7年9月24日一部改正）

改正後の要綱は、令和7年9月24日から適用する。

(別表)

役割	氏名	所属
委員長	丸田 秋男	新潟医療福祉大学 名誉教授
	馬場 健	新潟大学法学部 教授
	丸田 明久	新潟県地域生活定着支援センター 所長
	平野 一明	NPO法人新潟県就労支援事業者機構 事務局長
	小嶋 和浩	新潟県居住支援協議会 事務局
	梅澤 俊行	新潟県保護司会連合会 会長
	渡邊 幹仁	新潟県弁護士会：そらいろ法律事務所所属